

立命館大学大学院応用人間科学研究科校友会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、立命館大学大学院応用人間科学研究科校友会（以下「校友会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、校友会の活動の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 校友会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(校友会の責務)

第3条 校友会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる活動を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 校友会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 校友会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 校友会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 利用目的は主に以下の内容とする。
 - ・ 会費徴収に係る事務
 - ・ 校友会総会に係る案内
 - ・ 校友会に対するアンケート調査の実施
 - ・ 校友会もしくは立命館大学大学院応用人間科学研究科からの各種依頼の伝達・送付
 - ・ その他、上記に関連する業務

(利用目的外の利用の制限)

- 第5条 校友会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 校友会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第6条 校友会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 校友会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 校友会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 校友会の事務運営のために必要なとき。
 - (3) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第7条 校友会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 校友会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 校友会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除す

るものとする。

- 4 校友会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を校友会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

（保有個人データの開示等）

- 第8条 校友会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等）

- 第9条 校友会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 校友会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

- 第10条 校友会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、校友会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、校友会会長とする。
- 3 校友会会長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

（苦情対応）

- 第11条 校友会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、校友会事務局長とするものとする。

（役員及び幹事、監査役の義務）

- 第12条 校友会の役員又は幹事、監査役であった者は、活動上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく適切な措置をとるよう指示するものとする。

第7章 雑則

(その他)

第13条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。